

職員の旅費及び費用弁償に関する条例及び特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の原案について

令和 7 年 8 月 2 0 日
千葉県教育庁
企画管理部教育総務課

「職員の旅費及び費用弁償に関する条例及び特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、知事から教育委員会に対して意見の聴取があったものです。

なお、条例案の公表があるまで、具体的な内容については公表できません。